

議案第 62 号

三宅町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町職員定数条例(昭和 34 年 2 月 2 日三宅町条例第 23 号)の一部を改正する条例について別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 12 月 3 日提出
三宅町長 森田 浩司

三宅町職員定数条例の一部を改正する条例

三宅町職員定数条例(昭和 34 年 2 月 2 日三宅町条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「95 人」を「104 人」に改め、同条第 4 号中「8 人」を「9 人」に改め、同条中「110 人」を「120 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

三宅町職員定数条例(昭和34年2月2日三宅町条例第23号)の一部を改正する条例新旧対照表

	改正後	現行
(職員の定数)	(職員の定数)	
第2条 職員の定数は、次のとおりとする。	第2条 職員の定数は、次のとおりとする。	
(1) 町長の事務部局の職員 <u>104人</u>	(1) 町長の事務部局の職員 <u>95人</u>	
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)	
(4) 教育委員会事務局の職員 <u>9人</u>	(4) 教育委員会事務局の職員 <u>8人</u>	
(5)・(6) (略)	(5)・(6) (略)	
計 <u>120人</u>	計 <u>110人</u>	